



水道法・条文クイズ（正解編）

（はじめに）

水道に関する用語は多数ありますが、水道関係者で広く一般に使われていると思われる用語であっても、「水道法（昭和三十二年六月十五日、法律第百七十七号）」の条文には出てこない用語もあります。そこで、以下に示す「水道に関する 20 の用語」について、水道法の条文で使われているものと使われていないものをクイズ形式で取り上げました。

今回は、「正解」を掲載します。

水道法・条文クイズ（正解編）

| 用語 | | 解説（水道法の条文の該当部分、用語の使用例など） |
|----------|---|---|
| ①水道事業体 | ✖ | （注）「水道統計調査概要」で、「水道用井戸（ 水道事業体 所有）」などの表現あり。 |
| ②上水道事業 | ✖ | （注） 上水道事業 ：給水人口 5,001 人以上の水道事業（「厚生労働省資料」より） https://www.mhlw.go.jp/www1/shingi/s0012/s1205-1_c_14.html |
| ③簡易水道事業 | ○ | この法律において「 簡易水道事業 」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。 |
| ④飲料水供給施設 | ✖ | （注）「簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領」において、「 飲料水供給施設 」とは、50 人以上（地下水汚染地域にあつてはこの限りではない。）100 人以下を給水人口として、人の飲用に供する水を供給する施設をいう。」とされている。 |
| ⑤水道水 | ✖ | （注）「水道統計調査概要」で、「応急給水用に 水道水 が確保できる配水池等の箇所数」という表現あり。 |
| ⑥飲料水 | ✖ | （注）「水道統計調査概要」は、「 飲料水 ・生活用水（時間）」という表現あり。 |
| ⑦取水場 | ○ | 第二十一条 水道事業者は、水道の 取水場 、浄水場又は配水池において |
| ⑧浄水場 | ○ | 第二十一条 水道事業者は、水道の取水場、 浄水場 又は配水池において |
| ⑨浄水施設 | ○ | この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、 浄水施設 、送水施設及び配水施設(専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。)であつて |
| ⑩水道管 | ✖ | （注）厚生労働省水道課 HP「水道施設の耐震化の推進」で、「 水道管 の被害の例」が紹介されている。 |
| ⑪導水管 | ○ | 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、 導水管 その他の設備を有すること。 |

| | | |
|-------|---|--|
| ⑫送水管 | ○ | 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、 送水管 その他の設備を有すること。 |
| ⑬配水管 | ○ | 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、 配水管 その他の設備を有すること。 |
| ⑭配水本管 | ✕ | (注)「水道施設の技術的基準を定める省令」で、「 配水本管 (配水管のうち、給水管の分岐のないものをいう。以下同じ。)」という表現あり。 |
| ⑮配水支管 | ✕ | (注)「水道統計調査概要」で、「配水本管とは直接給水装置を分岐しないものをいい、 配水支管 とは直接給水装置を分岐するものをいう。」としている。 |
| ⑯給水管 | ○ | この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた 給水管 及びこれに直結する給水用具をいう。 |
| ⑰貯水池 | ✕ | (注)「水道法施行規則」で、「取水場、 貯水池 、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし」という表現あり。 |
| ⑱配水池 | ○ | 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な 配水池 、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。 |
| ⑲配水量 | ✕ | (注)「水道施設の技術的基準を定める省令」で、「配水施設の上流にある水道施設と配水区域の標高、 配水量 、地形等が考慮された配水方法であること。」という表現あり。 |
| ⑳給水量 | ○ | 5 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 一日最大 給水量 及び一日平均 給水量 |

(参考1)「水道法、水道法施行令及び水道法施行規則」で使われている用語

水道法の条文で使われていない用語で、水道法施行令又は水道法施行規則で使われている用語は、水道法施行規則で使われている「貯水池」である。

| | 水道法 | 水道法施行令 | 水道法施行規則 | | 水道法 | 水道法施行令 | 水道法施行規則 |
|----------|-----|--------|---------|-------|-----|--------|----------|
| ①水道事業者 | ✕ | ✕ | ✕ | ⑪導水管 | ○ | ✕ | ○(導水管きよ) |
| ②上水道事業 | ✕ | ✕ | ✕ | ⑫送水管 | ○ | ✕ | ○ |
| ③簡易水道事業 | ○ | ○ | ✕ | ⑬配水管 | ○ | ○ | ○ |
| ④飲料水供給施設 | ✕ | ✕ | ✕ | ⑭配水本管 | ✕ | ✕ | ✕ |
| ⑤水道水 | ✕ | ✕ | ✕ | ⑮配水支管 | ✕ | ✕ | ✕ |
| ⑥飲料水 | ✕ | ✕ | ✕ | ⑯給水管 | ○ | ○ | ○ |
| ⑦取水場 | ○ | ✕ | ○ | ⑰貯水池 | ✕ | ✕ | ○ |
| ⑧浄水場 | ○ | ✕ | ○ | ⑱配水池 | ○ | ○ | ○ |
| ⑨浄水施設 | ○ | ✕ | ○ | ⑲配水量 | ✕ | ✕ | ✕ |
| ⑩水道管 | ✕ | ✕ | ✕ | ⑳給水量 | ○ | ○ | ○ |

(参考2)「水道法、水道法施行令、水道法施行規則及び関連省令」で使われている用語

水道法、水道法施行令又は水道法施行規則で使われていない語で、水道法関係省令で使われている用語は、「配水本管」及び「配水量」である。

なお、「水道法、水道法施行令、水道法施行規則及び関連省令」のいずれにおいても使われていない用語は、「水道事業体、上水道事業、飲料水供給施設、水道水、飲料水、水道管、配水支管」である。

| | 水道法 | 水道法施行令 | 水道法施行規則 | 水質基準に関する省令 | 水道施設の技術的基準を定める省令 | 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 |
|----------|-----|--------|----------|------------|------------------|----------------------|
| ①水道事業体 | × | × | × | × | × | × |
| ②上水道事業 | × | × | × | × | × | × |
| ③簡易水道事業 | ○ | ○ | × | × | × | × |
| ④飲料水供給施設 | × | × | × | × | × | × |
| ⑤水道水 | × | × | × | × | × | × |
| ⑥飲料水 | × | × | × | × | × | × |
| ⑦取水場 | ○ | × | ○ | × | × | × |
| ⑧浄水場 | ○ | × | ○ | × | × | × |
| ⑨浄水施設 | ○ | × | ○ | × | ○ | × |
| ⑩水道管 | × | × | × | × | × | × |
| ⑪導水管 | ○ | (×) | ○(導水管きよ) | × | × | × |
| ⑫送水管 | ○ | (×) | ○ | × | ○ | × |
| ⑬配水管 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × |
| ⑭配水本管 | × | × | × | × | ○ | × |
| ⑮配水支管 | × | × | × | × | × | × |
| ⑯給水管 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| ⑰貯水池 | × | × | ○ | × | ○ | × |
| ⑱配水池 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × |
| ⑲配水量 | × | × | × | × | ○ | × |
| ⑳給水量 | ○ | ○ | ○ | × | × | × |

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。

〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 K.I.S飯田橋ビル7F (公財) 水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-5805-0264 FAX 03-5805-0265

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-r2.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。

なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。